

当室の最近の取り組み紹介 ～災害時も考慮した「転ばぬ先の杖」～等

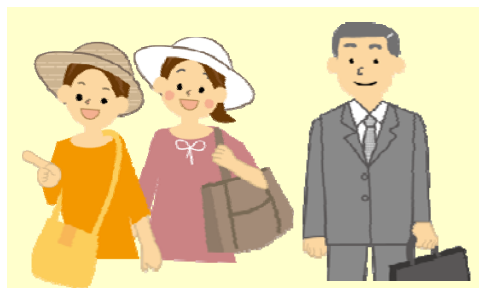
平成24年5月31日

国土交通省 総合政策局
参事官室（総合交通体系）付専門調査官
野津 隆太

「全国幹線旅客純流動調査」

- 旅客に着目し都道府県を越える旅客流動の実態を把握した調査
- 5年毎に実施しており、平成22年の調査結果は今夏に公表予定

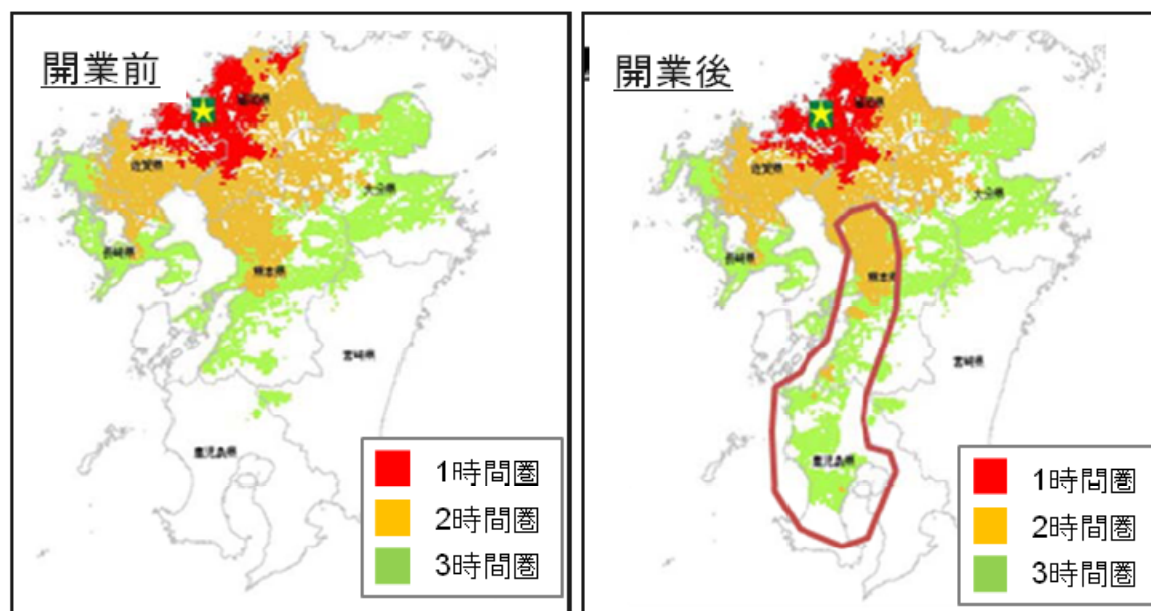
旅客の属性 旅行目的 旅客数 実際の出発地・目的地 利用経路・交通機関



「全国総合交通分析システム」(NITAS)

- 交通サービス水準 (移動時間・費用) を定量的に把握するツール
- 大幅に利便性を向上させた Ver. 2を6月下旬にリリース

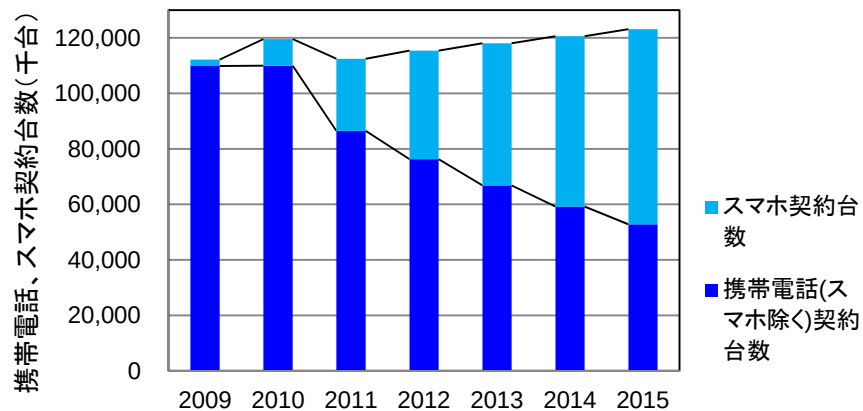
- 航空、鉄道、船舶、道路を
組み合わせた経路探索
- 対象エリアは 日本全国
- 複数の起終点設定が可能
- 社会経済指標と重ね合わせ
た分析や図化が可能



ICTを活用した歩行者移動支援の推進

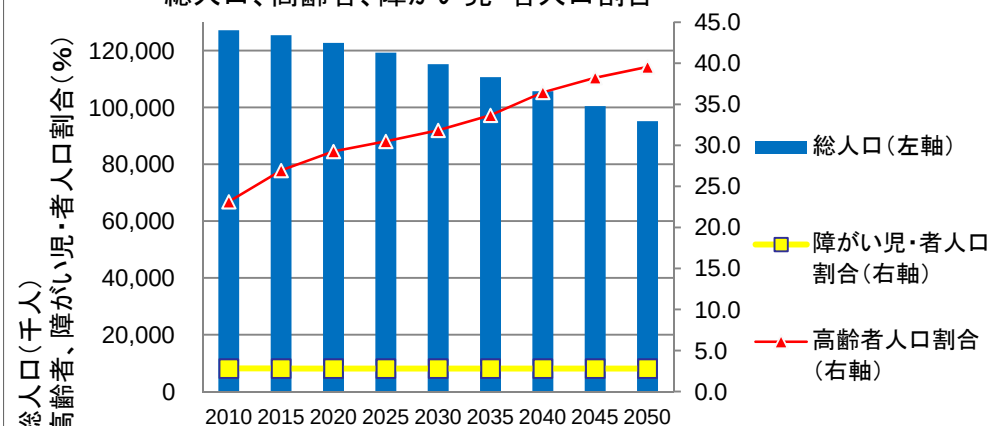
- 少子高齢化社会に向けて、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進。
- 高齢者、車イス利用者への段差、狭小部などバリアのない経路案内など、ICT(情報通信技術)を活用した歩行者移動支援の推進を図る。
- 高齢者などの外出機会の増加による地域活性化、観光促進及び安全な社会の実現を目指す。

スマートフォン・携帯電話契約台数



出典) 携帯電話、スマホ契約台数: 電気通信事業者協会より(2011以降はMM総研調査より)

総人口、高齢者、障がい児・者人口割合



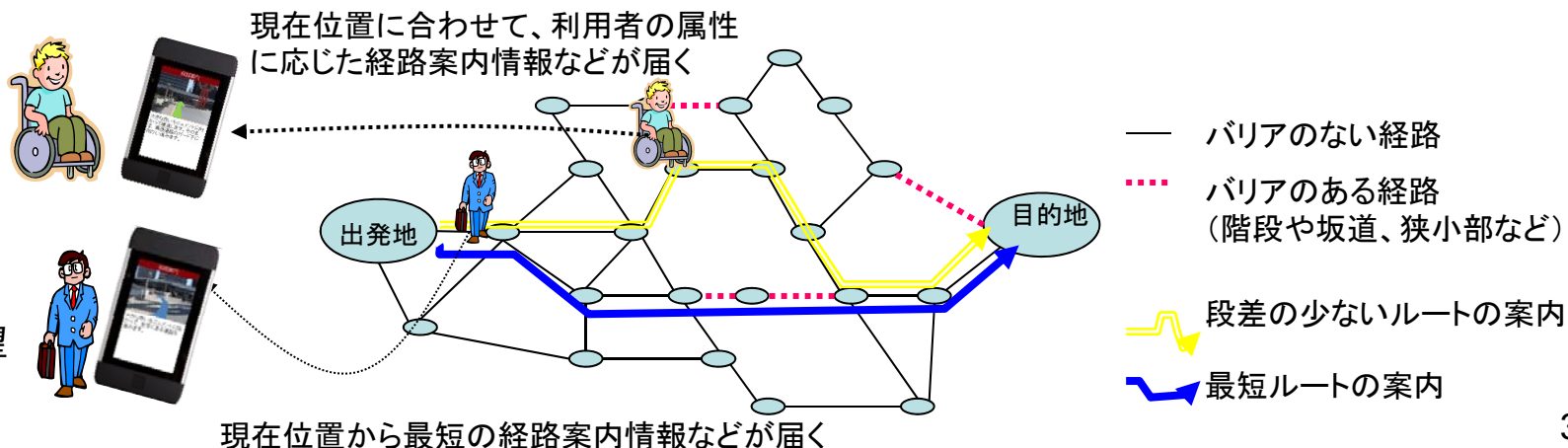
出典) 総人口: 「国勢調査」及び「日本の将来推計人口」より
 高齢者人口割合: 「国勢調査」及び「日本の将来推計人口」より
 障がい児・者人口割合: 「身体障害児・者実態調査」及び「日本の将来推計人口」から、総人口に対する障がい児・者人口が同じ比率で推移すると推計

車いす使用者

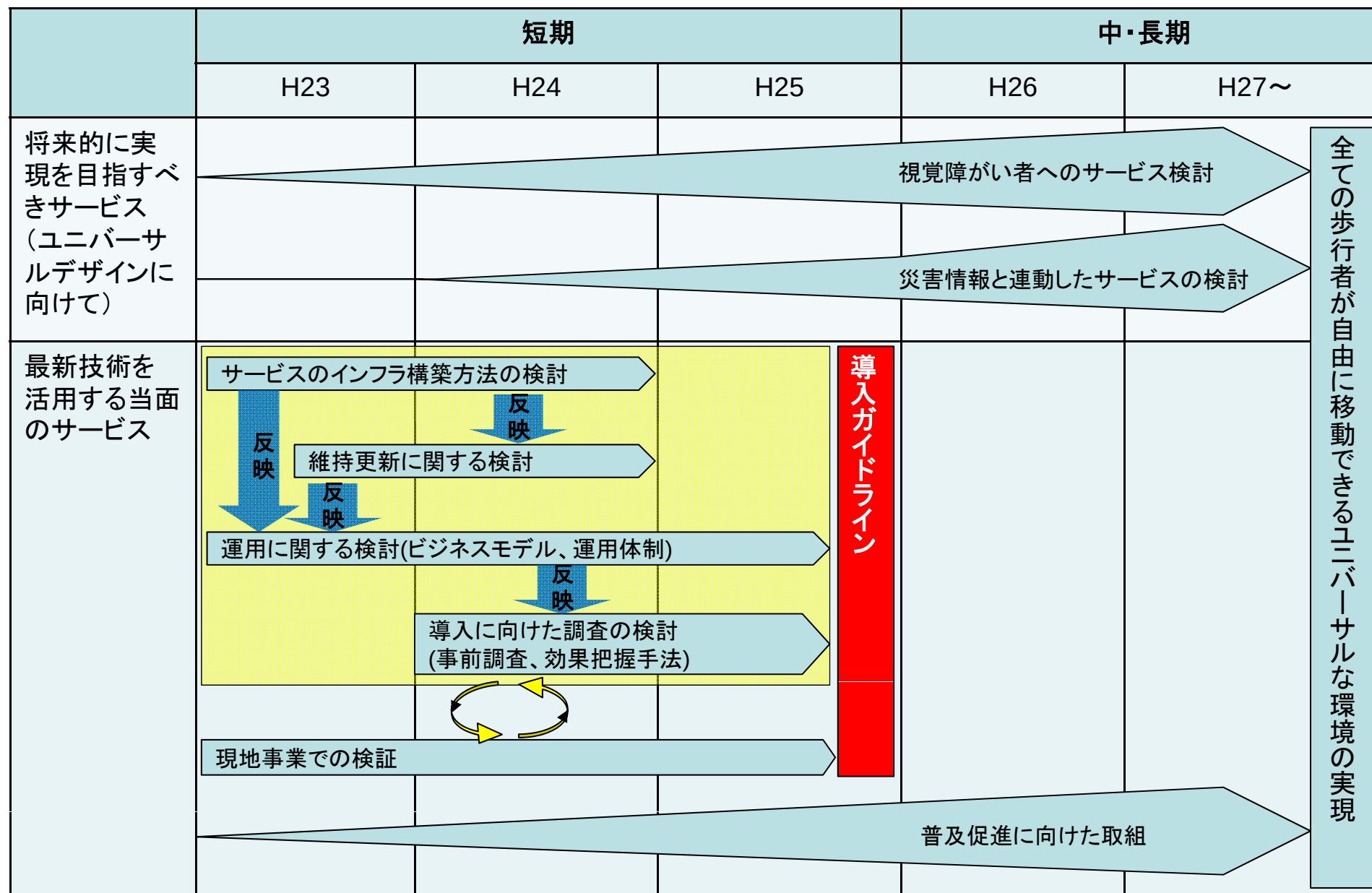
段差を回避する
ルート我希望

健常者

最短ルートを希望

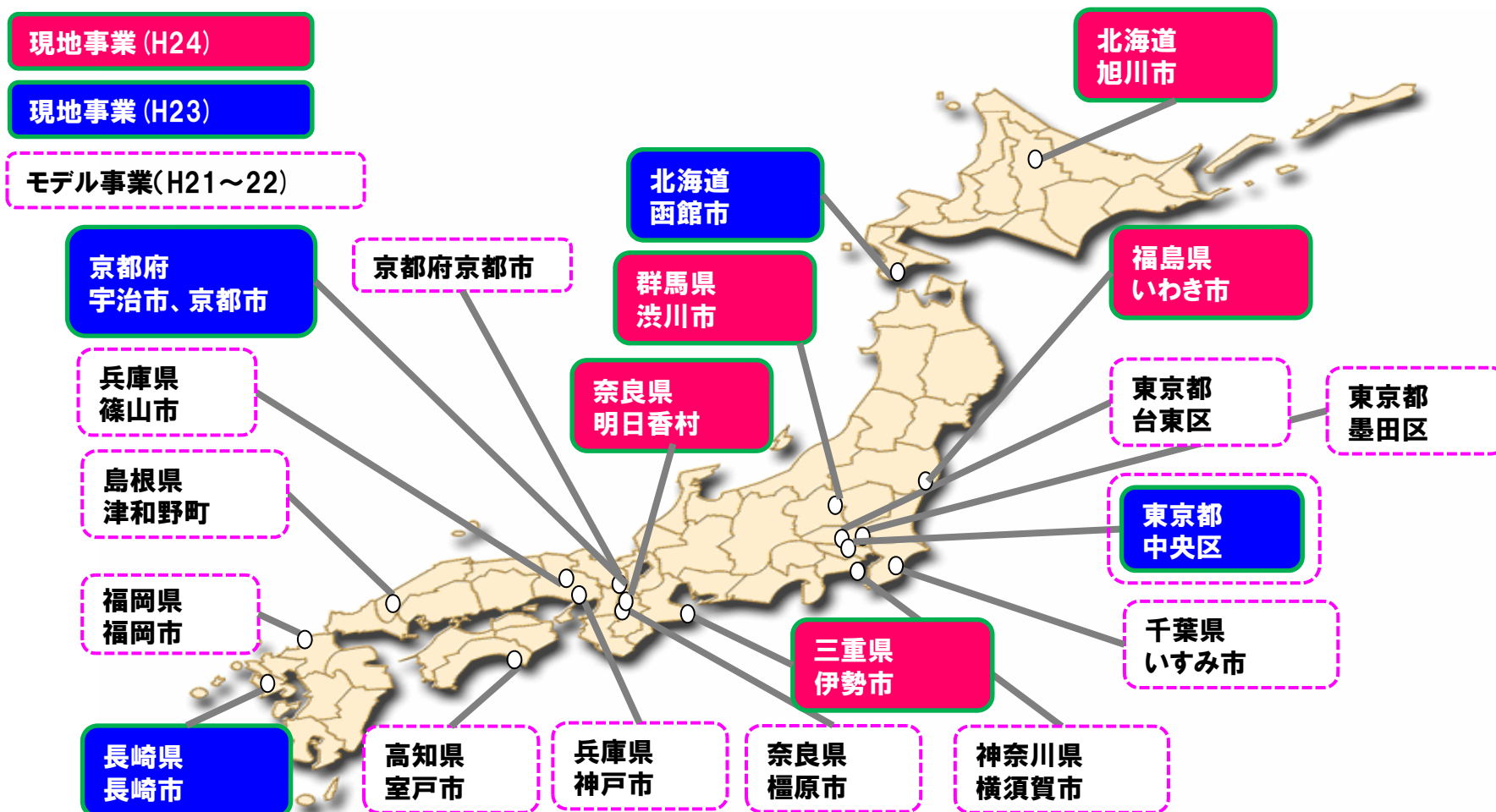


歩行者移動支援サービスの普及に向けたロードマップ



現地事業の実施箇所

- 歩行者移動支援サービスの実現に向け、モデル事業（H21～H22）としてこれまで全国12箇所の実証実験を実施。
- H23年度からは、歩道の段差等のバリア情報を含んだ歩行空間ネットワークデータを活用し、継続的にサービス提供するビジネスモデルの構築も含めた取組の支援を行う「ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業」をH23に4箇所を実施し、H24も5箇所を実施予定。



地域モビリティ確保の知恵袋 2012

～災害時も考慮した「転ばぬ先の杖」～

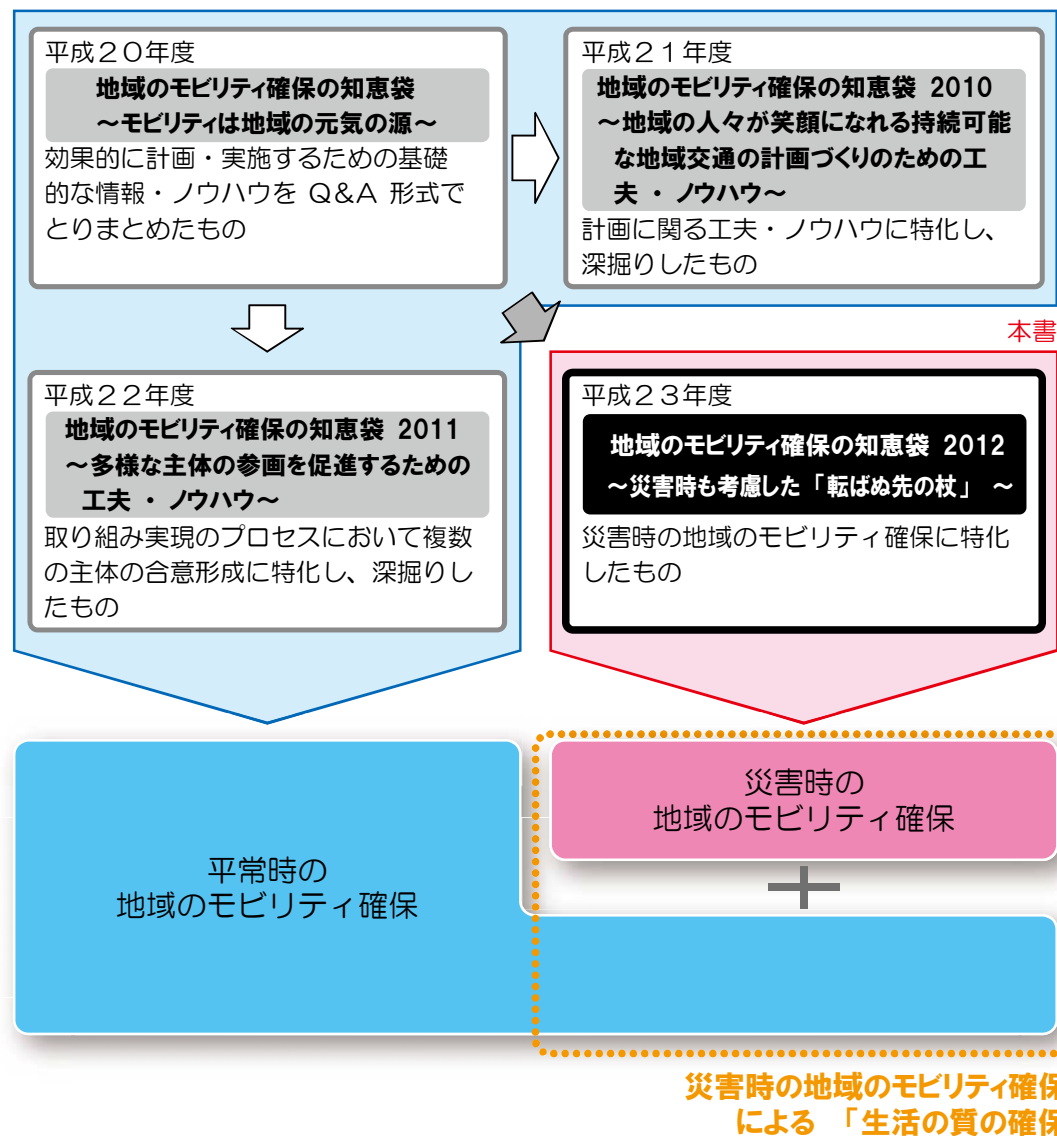
0 本書のねらいと内容

1) 本書のねらい ⇒1～3頁

- ・ 過去3カ年（平成20～22年度）の平常時の取り組みに資する工夫・ノウハウをとりまとめ
- ・ 平成23年3月に発生した東日本大震災では災害時においても平常時と同様に地域のモビリティ確保が重要であることが認識
- ・ 平成23年度は災害時の地域のモビリティ確保に特化した知恵袋をとりまとめ

＜過去3カ年の知恵袋と本書の関係＞

過去3カ年の知恵袋

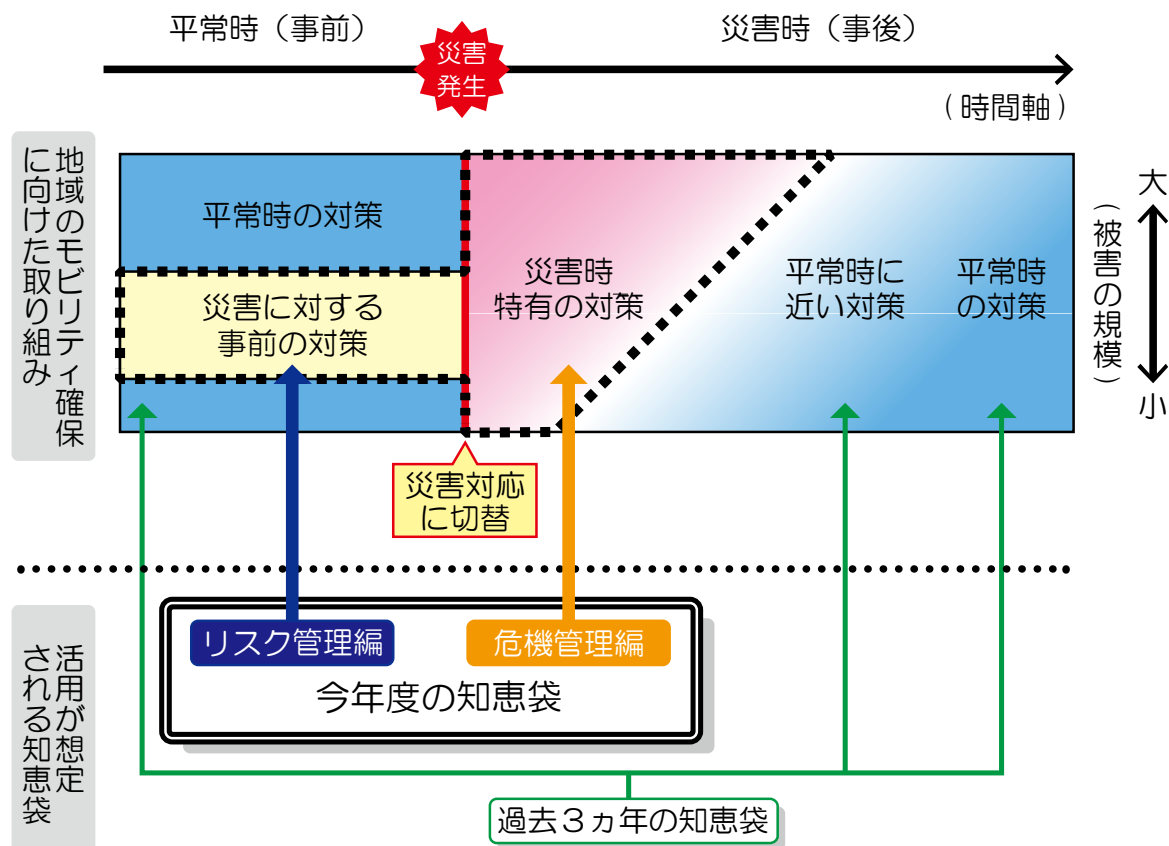


0 本書のねらいと内容

■本書の対象範囲 ⇒4頁

- 対象とする災害
主に地震・津波による災害を想定
- 対象とする地域
主に大都市部を除く地域
- 対象とする内容
燃料不足や避難所生活などの災害時特有の状況

＜平常時・災害時の地域のモビリティ確保に係る対応と活用が想定される知恵袋＞



0 本書のねらいと内容

2) 本書の内容 ⇒5～7頁

本書は、

- ・ 基本的な内容を整理した4章
- ・ 危機管理（災害時対応）編
- ・ リスク管理（事前対応）編
- ・ 【別冊】参考資料編

から構成されている。

＜本書の構成＞

1 東日本大震災被災地における交通サービス等の提供状況



2 災害時における地域のモビリティ確保のための重要事項



3 災害時も考慮した地域のモビリティ確保のための基本的な考え方

3.1 平常時のモビリティ確保の体制整備の重要性

3.2 リスク管理（事前対応）と危機管理（災害時対応）による取り組み

3.3 交通危機管理行動要領の策定

3.4 地域防災計画との関連付け



4 危機管理（災害時対応）編・リスク管理（事前対応）編の読み方



危機管理（災害時対応）編



リスク管理（事前対応）編

【別冊】参考資料編	東日本大震災による影響
	被災地における交通サービス等提供状況

1 東日本大震災被災地における交通サービス等の提供状況 国土交通省

<被災地域の類型> ⇒11頁

地域		被害状況	交通サービス等の提供状況
	具体都市		
1) 地震・津波による被害が甚大な沿岸地域	釜石市 陸前高田市 気仙沼市 仙台市(沿岸部) 等	- 津波による市街地の流失等の甚大な被害を受ける - 鉄道の被災や自家用車の流出など交通の被害も大きい	生活の質を確保するため、臨時のサービス提供など様々な取り組みが行われた
2) 地震・津波による被害を被った地域	仙台市(内陸部) 盛岡市 八戸市 等	- 地震による一部の建物損壊など比較的被害が小さい - 鉄道の運休や停電・燃料不足などの影響が大きい	日常生活の早期復旧のため、代替も含め既存サービスの復旧が主な対応となった
参考	東電福島原子力発電所事故による影響が大きい地域	沿岸部の津波被害だけでなく、東電福島原子力発電所事故の影響が大きい	原発事故からの避難と避難先での生活の足の確保が主な対応となった
	首都圏	建物損壊等の被害は少なかったものの、広範囲で鉄道が運休	帰宅困難者対策として、鉄道再開等が主な対応となった

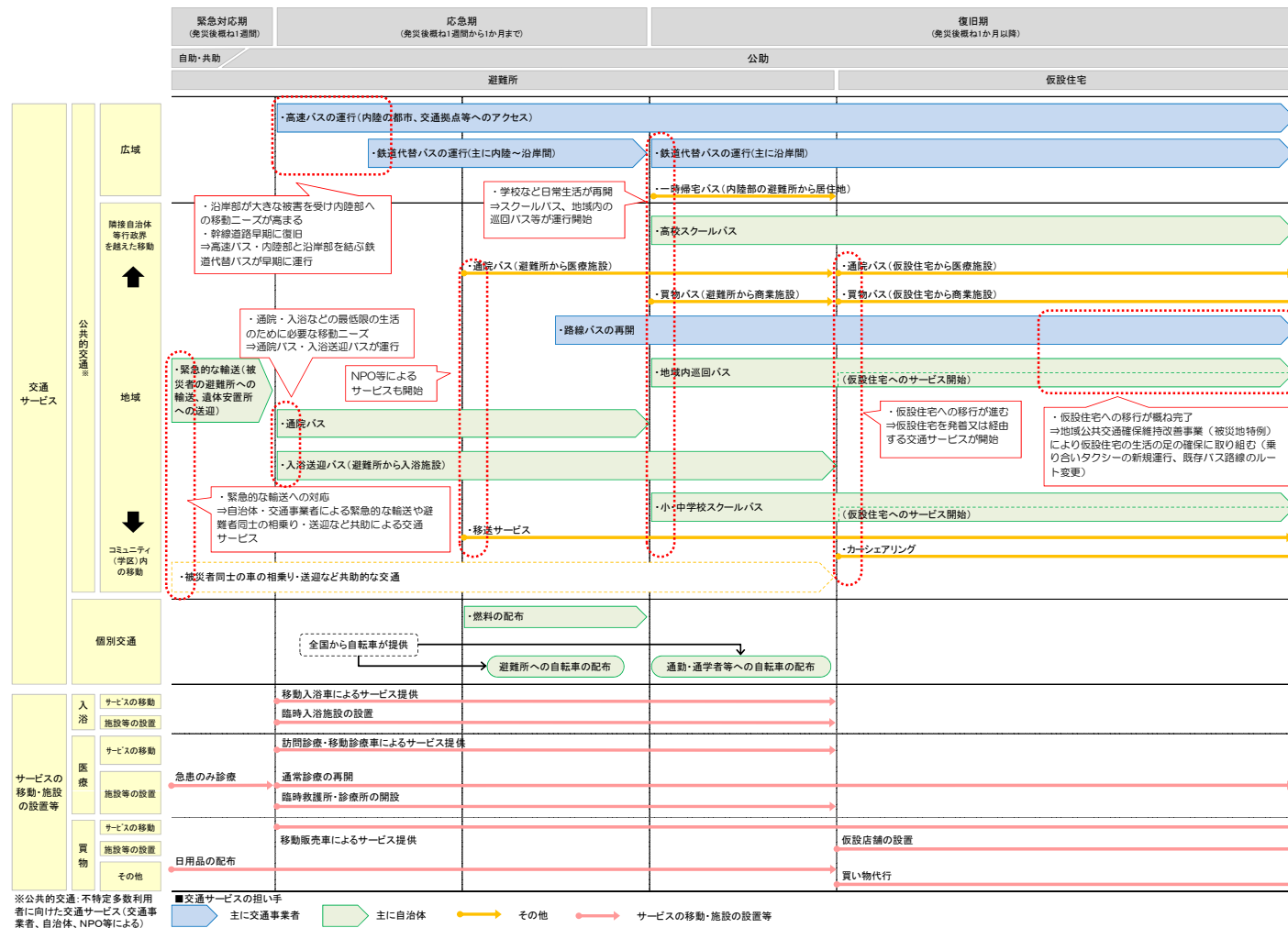
(※東電福島原子力発電所事故による影響が大きい地域、首都圏を含め、それぞれの地域の交通サービスの提供状況の詳細は別冊の参考資料編参照。首都圏については、東日本大震災を踏まえた今後の災害に備えた取り組みの状況についても整理している。)

1 東日本大震災被災地における交通サービス等の提供状況 国土交通省

1) 地震・津波による被害が甚大な沿岸地域 ⇒13~17頁

- 被災者のニーズや日常生活の再開状況に対応した交通サービスの提供
- 交通事業者・自治体による主要な交通サービスの提供、地域・NPOによる補完的な取り組み

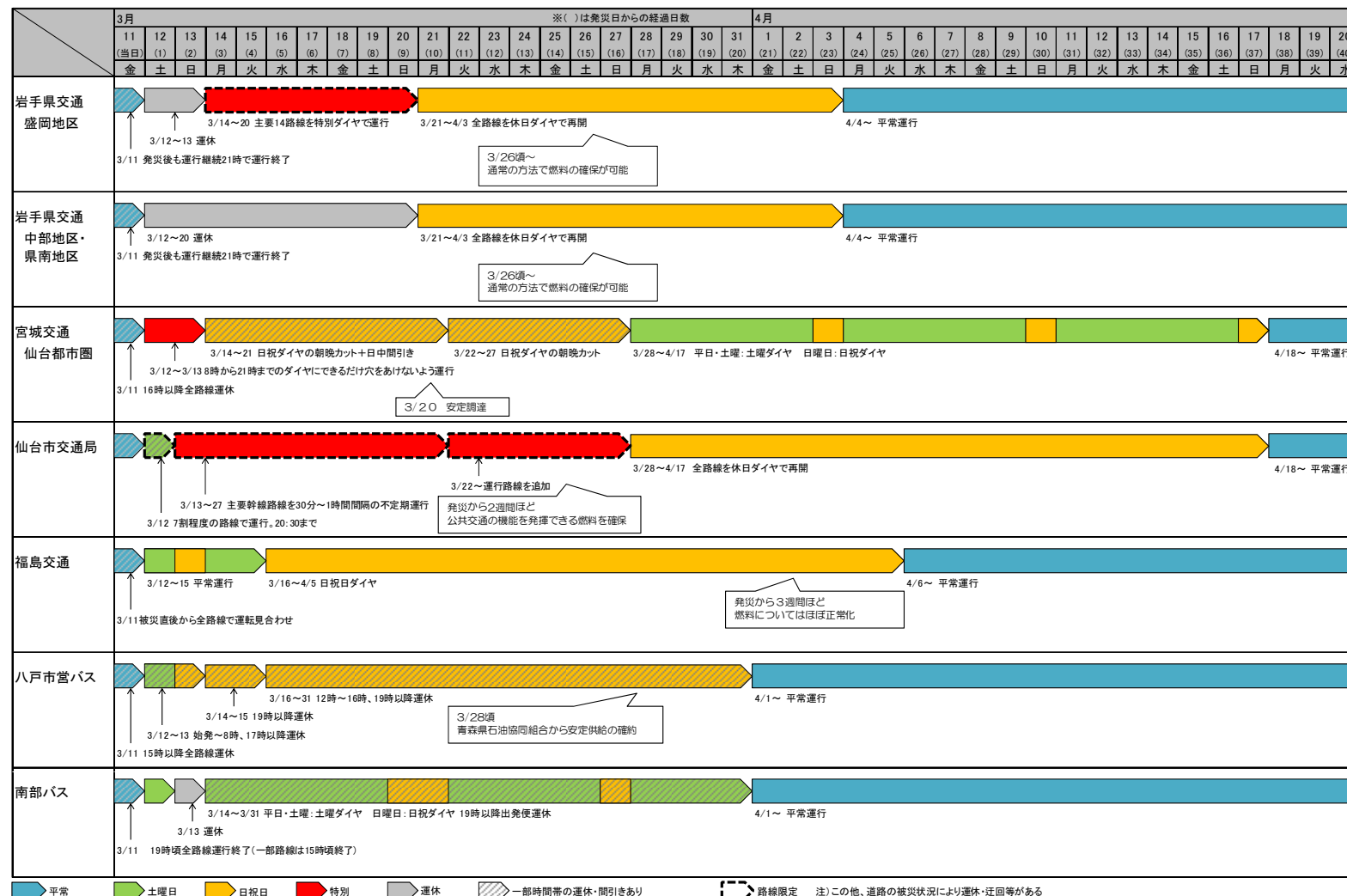
＜地震・津波による被害が甚大な沿岸地域における交通サービス等の提供状況＞



2) 地震・津波による被害を被った地域 ⇒18～21頁

○日常生活の早期再開のため、路線バスの再開や運休した鉄道の代替バスの運行が主な対応

＜主なバス事業者の路線バスの再開状況（地震・津波による被害を被った地域）＞

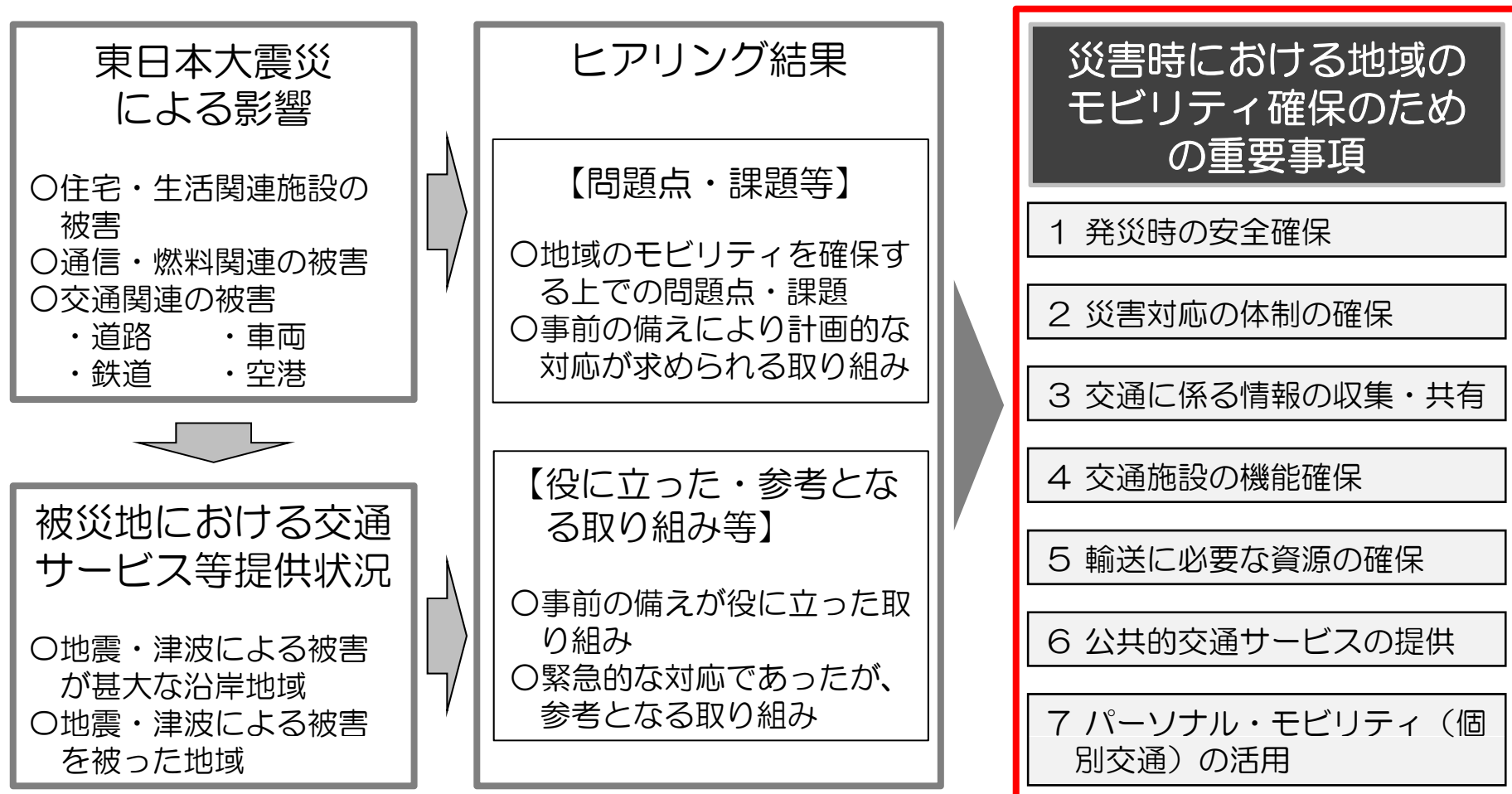


2 災害時における地域のモビリティ確保のための重要事項

- ・被災地のインフラ等への被災状況やヒアリング結果を踏まえ、災害時に地域のモビリティを確保する上で重要となる事項を抽出

＜災害時における地域のモビリティ確保のための重要事項の導出過程＞

⇒28～29頁

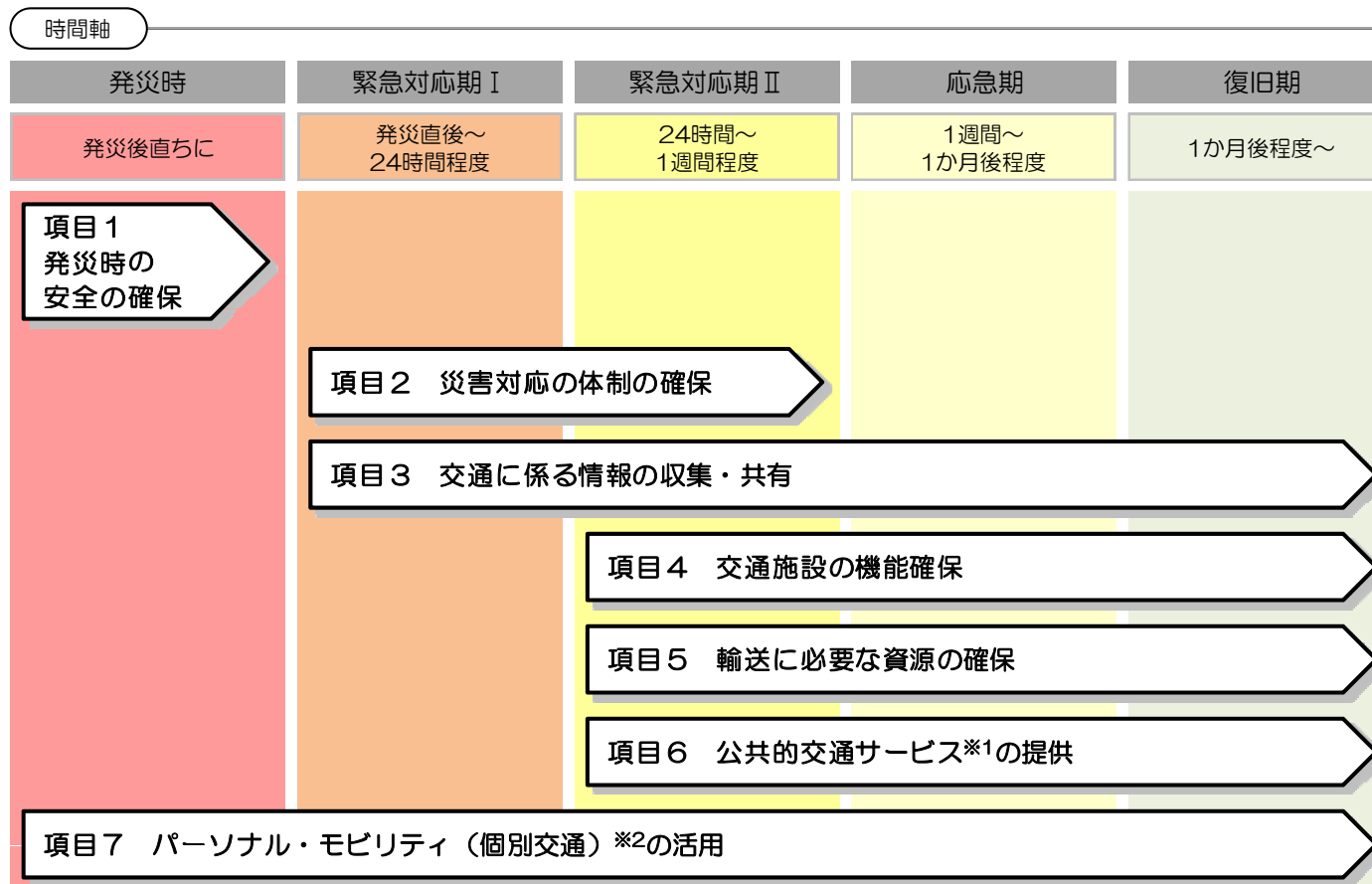


2 災害時における地域のモビリティ確保のための重要事項

- ・重要事項を5つの時間の区分、7項目に整理

注) 各時期の区分及び名称は、今回の既存公表資料、ヒアリング調査による東日本大震災被災地における取り組みを踏まえて、設定したもの

<重要事項の時系列変化> ⇒23頁



※1 公共交通：不特定多数の人を対象とした交通。主に自治体、交通事業者等によって提供されるもの。

※2 パーソナル・モビリティ（個別交通）：特定の人を対象とした交通。主に地域住民等の自助によるもの。

⇒24～25頁

項目1 発災時の安全確保

- ・発災時の乗客・乗務員や職員の安全確保のための行動

項目2 災害対応の体制の確保

- ・災害対応に必要な人員・拠点施設・通信の確保

項目3 交通に係る情報の収集・共有

- ・交通に係る被災・復旧の情報の関係機関との共有、被災者への提供

項目4 交通施設の機能確保

- ・災害時の道路機能確保のための安全対策、復旧対策や運用方法

項目5 輸送に必要な資源の確保

- ・輸送に必要な燃料・車両・乗務員の確保

⇒25～26頁

項目6 公共的交通サービスの提供

ア) 被災者の生活の質を確保するための移動手段の提供

- ・被災者のニーズに応じた移動手段の確保

イ) 既存の公共交通の維持・確保

- ・燃料等の制約下での公共交通の再開方針、運休した交通機関の代替輸送

ウ) 共助による移動手段の確保

- ・地域やNPO等による共助の取り組み

項目7 パーソナル・モビリティ（個別交通）の活用

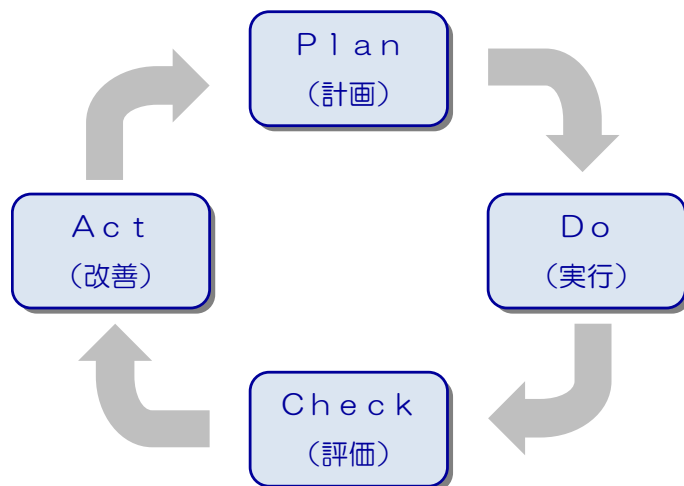
- ・身近な移動手段としてパーソナル・モビリティ（個別交通）の平常時からの普及啓発や避難も含めた災害時の活用

3.1 平常時のモビリティ確保の体制整備の重要性 ⇒31～32頁

○災害時のモビリティ確保には、地域交通の担い手の存在や担い手（関係機関）同士の円滑な連携が重要であり、平常時から地域においてモビリティ確保の重要性が認識され、多様な関係機関が連携した取り組みが必要である。

＜継続的な維持改善＞

多様な主体が参画・協力した取り組みを計画・実施し、内容の検証・見直しを通して継続的な改善を図ることが重要



＜地域交通に関する検討の枠組み＞

多様な主体が参加した既存の検討の場において、平常時のみならず、災害時の地域のモビリティ確保に係る議論・検討を行うことで、「災害時も」考慮した取り組みを行うことができる

地域公共交通会議（道路運送法）

地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会

都市・地域総合交通戦略に係る協議会

3.2 リスク管理(事前対応)と危機管理(災害時対応)による取り組み

⇒33頁

○災害時の円滑な対応には、平常時から事前の備えと対応のシミュレーションを行い、災害時には、事前に取り決めた体制・手順に基づき関係機関が必要な対応を実施することが重要である。

リスク管理(事前対応)と危機管理(災害時対応)の考え方

○リスク管理（事前対応）～Risk Management～

- ・ 災害による被害を予防・軽減するために事前に講じることのできる対策を実施するとともに災害時の対応を円滑に進めるための体制・手順の明確化する。

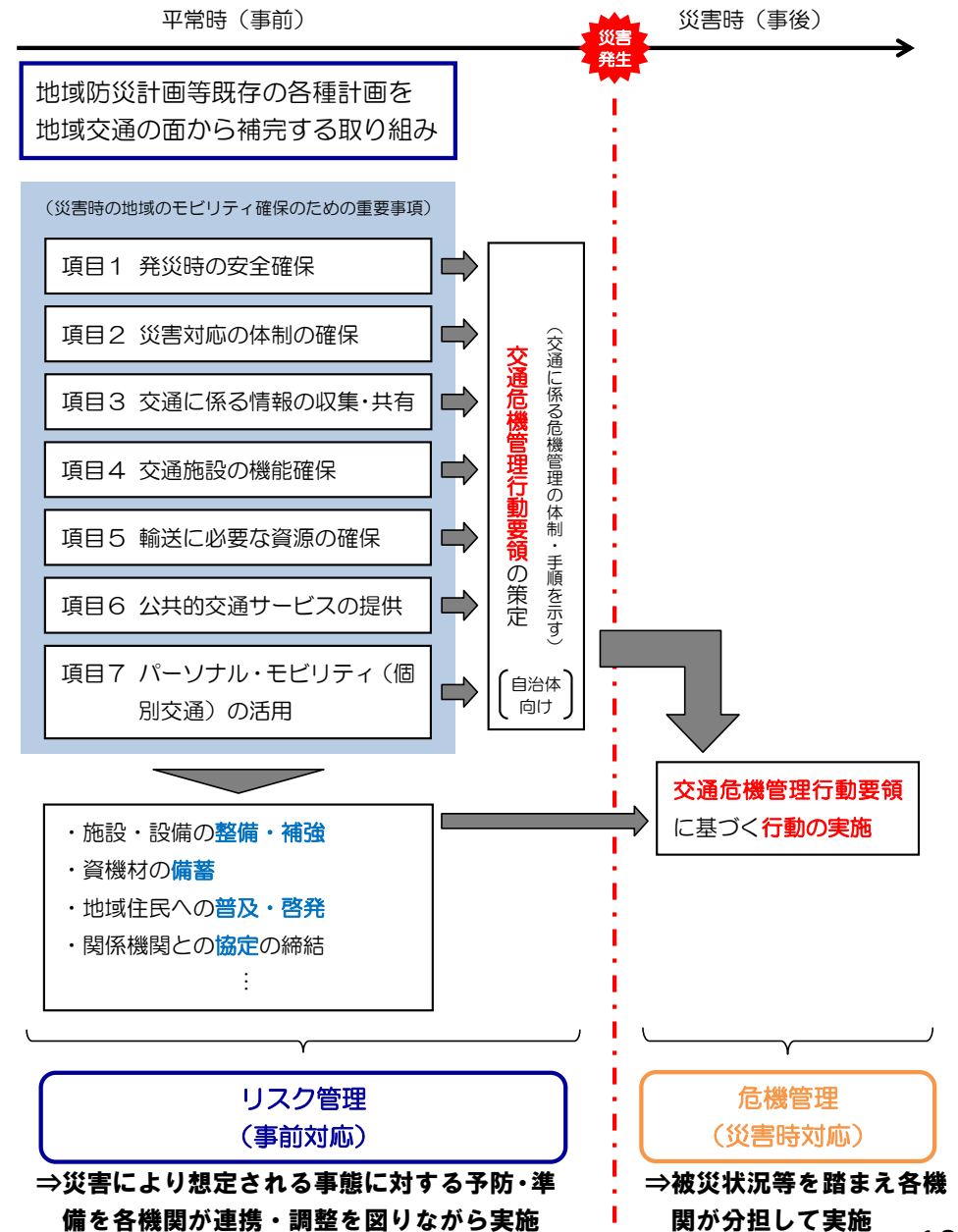
○危機管理（災害時対応）～Emergency Management～

- ・ 災害時には、事前に取り決めた体制・手順に基づき行動する。

3.3 交通危機管理行動要領の策定

⇒35～37頁

○災害時の対応を円滑に進めるためには、災害時の対応の体制・手順等を明確化し、要領等としてとりまとめておくことが必要である。また、交通事業者等もBCP策定等に取り組む必要がある。



3.4 地域防災計画との関連付け

⇒38～41頁

○災害時の対応を円滑に進めるためには、災害時の対応の体制・手順等を明確化し、要領等としてとりまとめておくことが必要である。また、交通事業者等もBCP策定等に取り組む必要がある。

災害による被害想定

災害時の地域のモビリティ確保
に向けた取り組み
(交通危機管理行動要領等)



地域防災計画

■災害予防計画

- ・ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
- ・ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

⋮

■災害応急対策計画

- ・ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
- ・ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

⋮

■災害復旧・復興計画

- ・ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
- ・ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

⋮

＜よりよい内容としていくための今後の検討の方向性＞

- ①事実関係把握の継続（事例収集、詳細の把握等）
- ②実際の地域・関係機関との連携による検証（ケーススタディ等）
- ③地震・津波以外の災害への対応のあり方の検討
- ④既存の法律・規制を踏まえた検証 等

4 危機管理(災害時対応)編・リスク管理(事前対応)編の読み方 国土交通省

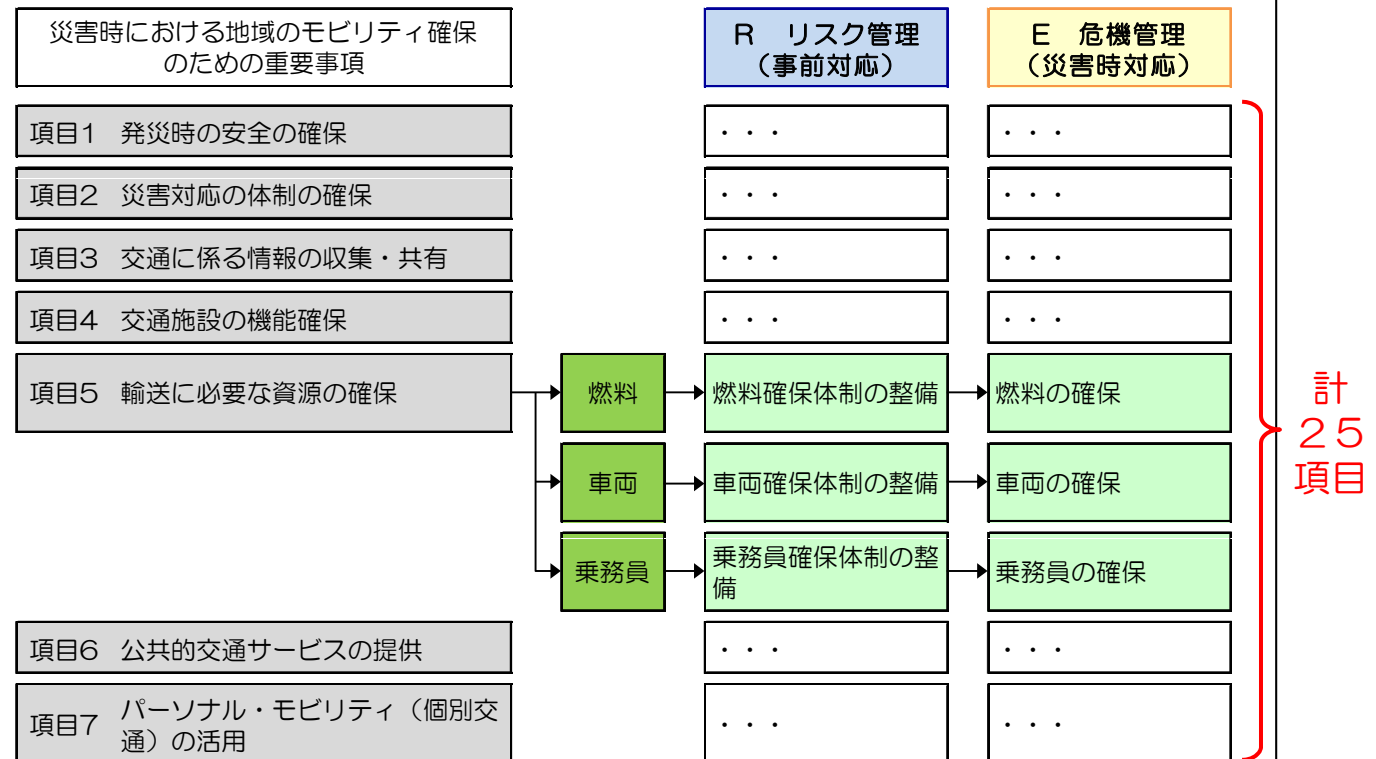
○リスク管理（事前対応）編・危機管理（災害時対応）編の構成

⇒43頁

- ・事前の対策 ⇒ 「リスク管理（事前対応）編」
- ・災害発生後の対策 ⇒ 「危機管理（災害時対応）編」 で個別のシートで整理
- ・個別のシートは、重要事項を対象とする内容により区分し作成
- ・また、参考事例をコラムとして掲載

＜リスク管理編・危機管理編の構成イメージ＞

例）「視点5 輸送に必要な資源の確保」は燃料、乗務員、車両の3つに区分し、それぞれに「リスク管理（事前対応）」、「危機管理（災害時対応）」を作成する（計6項目）。

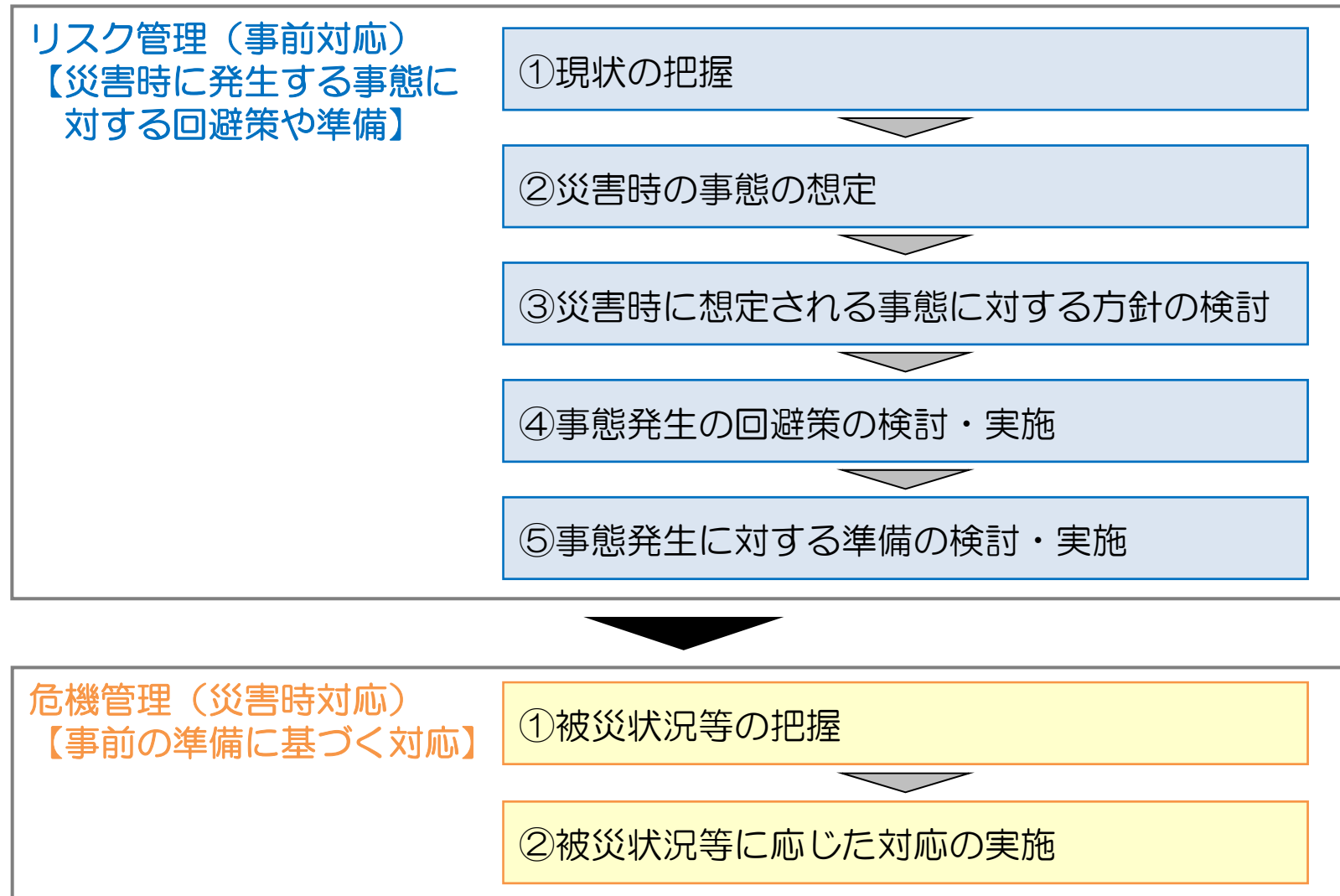


4 危機管理(災害時対応)編・リスク管理(事前対応)編の読み方 国土交通省

○リスク管理（事前対応）編・危機管理（災害時対応）編の個別シートの内容について

⇒44頁

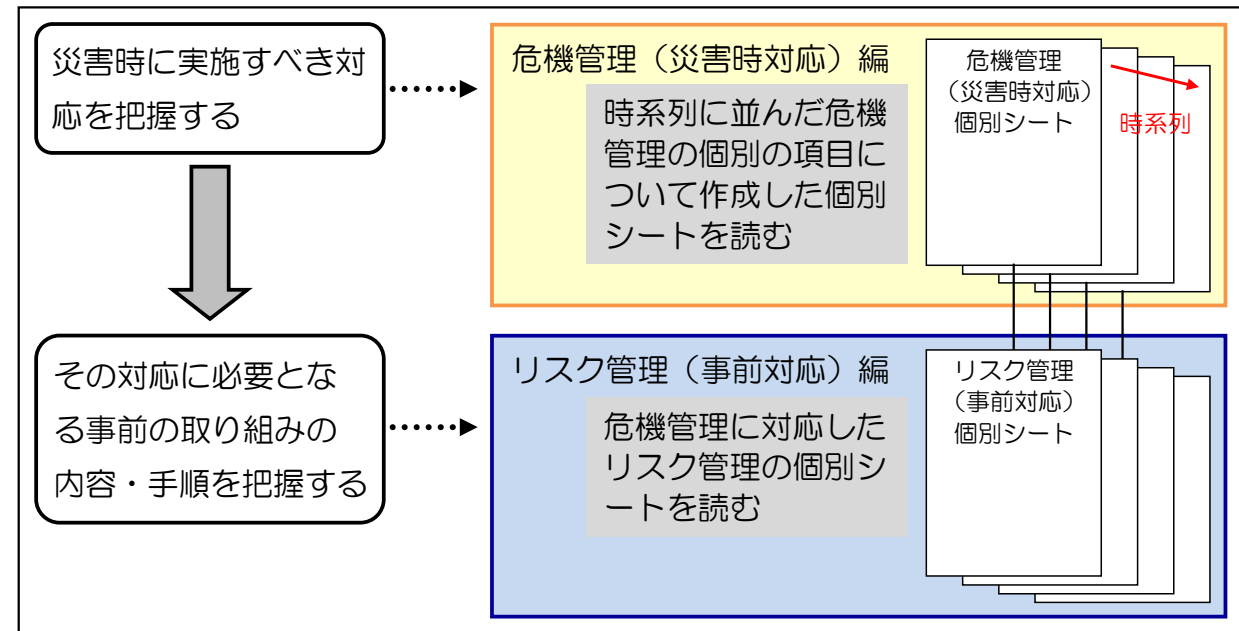
＜リスク管理（事前対応）・危機管理（災害時対応）の内容・手順の基本的考え方＞



4 危機管理(災害時対応)編・リスク管理(事前対応)編の読み方 国土交通省

○使い方 **⇒45頁**

＜知恵袋の使い方＞



＜目的別索引＞

①災害時の取り組みの実施時期からみた索引	・ 災害時にいつどのような対応が必要となるかを理解していただく ⇒「危機管理（災害時対応）編」の個別シートと災害時の実施時期の対応※リスク管理（事前対応）編は事前の1区分のみ。
②関係する機関からみた索引	・ 取り組みに関係する主な機関を理解していただく ・ 各機関が関係するシートを読むことができる ⇒個別シートと関係機関の対応
③交通危機管理行動要領との対応からみた索引	・ 「交通危機管理行動要領」の使い方と作り方の関係を示す ⇒個別シートと要領の対応を示す

4 危機管理(災害時対応)編・リスク管理(事前対応)編の読み方 国土交通省

①災害時の取り組みの実施時期からみた索引

⇒46～47頁

凡 例	主体的に実施すべき機関⇒	市町村 (行政サービス)	交通事業者	道路管理者	警察	各機関がそれぞれ に主体的に実施
各機関が調整を図りながら実施⇒						
各機関が各自又は分担して実施⇒						

R リスク管理 (事前対応)		E 危機管理 (災害時対応)					
		発災時	緊急対応期Ⅰ		緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期
		発災後直ちに	発災直後～24時間程度		24時間～1週間程度	1週間～1か月後程度	1か月後程度～
		自助		共 助			公助
項目1	発災時の安全の確保 (掲載頁)	項目1	発災時の安全の確保 (掲載頁)				
R-1-1	乗客の安全確保策の整備 → R-1	E-1-1	乗客の安全確保 → E-1				
R-1-2	職員の安全確保策の整備 → R-6	E-1-2	職員の安全確保 → E-3				
項目2	災害対応の体制の確保	項目2	災害対応の体制の確保				
R-2-1	組織体制の整備 → R-9	E-2-1	組織体制の確立 → E-5				
R-2-2	対応拠点の整備 → R-12	E-2-2	対応拠点の確保 → E-10				
R-2-3	通信・連絡手段の整備 → R-15	E-2-3	通信・連絡手段の確保 → E-12				
項目3	交通に係る情報の収集・共有	項目3	交通に係る情報の収集・共有				
R-3-1	交通情報等の収集・伝達体制の整備 → R-18	E-3-1	交通情報等の収集・伝達 → E-15				
R-3-2	地域住民等への交通情報等の提供体制の整備 → R-22	E-3-2	地域住民等への交通情報等の提供 → E-17				
項目4	交通施設の機能確保	項目4	交通施設の機能確保				
R-4-1	道路の安全確保体制の整備 → R-25	E-4-1	道路の安全確保 → E-23				
R-4-2	交通規制体制の整備 → R-29	E-4-2	交通規制の実施 → E-26				
項目5	輸送に必要な資源の確保	項目5	輸送に必要な資源の確保				
R-5-1	燃料確保体制の整備 → R-31	E-5-1	燃料の確保 → E-28				
R-5-2	車両確保体制の整備 → R-35	E-5-2	車両の確保 → E-30				
R-5-3	乗務員確保体制の整備 → R-37	E-5-3	乗務員の確保 → E-33				
項目6	公共交通サービスの提供	項目6	公共交通サービスの提供				
R-6-1	被災者の避難所への移動手段の想定 → R-39	E-6-1	被災者の避難所への移動手段の提供 → E-35				
R-6-2	軽症者の医療機関への移動手段の想定 → R-42	E-6-2	軽症者の医療機関への移動手段の提供 → E-37				
R-6-3	家族等の安否確認のための移動手段の想定 → R-45	E-6-3	家族等の安否確認のための移動手段の提供 → E-39				
R-6-4	通院のための移動手段の想定 → R-47	E-6-4	通院のための移動手段の提供 → E-41				
R-6-5	入浴のための移動手段の想定 → R-49	E-6-5	入浴のための移動手段の提供 → E-43				
R-6-6	行政手続きのための移動手段の想定 → R-52	E-6-6	行政手続きのための移動手段の提供 → E-46				
R-6-7	通学のための移動手段の想定 → R-55	E-6-7	通学のための移動手段の提供 → E-48				
R-6-8	買い物のための移動手段の想定 → R-58	E-6-8	買い物のための移動手段の提供 → E-50				
R-6-9	多目的な移動のための移動手段の想定 → R-60	E-6-9	多目的な移動のための移動手段の提供 → E-52				
R-6-10	路線バスの運行体制の整備 → R-62	E-6-10	路線バスの運行 → E-54				
R-6-11	鉄道代替輸送の実施体制の整備 → R-65	E-6-11	鉄道代替輸送の実施 → E-58				
R-6-12	共助の取り組みの普及啓発 → R-68	E-6-12	共助の取り組みの支援 → E-62				
項目7	パーソナル・モビリティ (個別交通) の活用	項目7	パーソナル・モビリティ (個別交通) の活用				
R-7-1	パーソナル・モビリティ (個別交通) の普及啓発 → R-71	E-7-1	パーソナル・モビリティ (個別交通) の支援 → E-59				
		地域・NPO等による自発的な取り組みが行われる部分					
		住民が自発的による自発的な取り組みが行われる部分					

4 危機管理(災害時対応)編・リスク管理(事前対応)編の読み方 国土交通省

②関係する機関からみた索引 ⇒48～49頁

R リスク管理 (事前対応)		E 危機管理 (災害時対応)		主な関係機関					
				市町村	都道府県	国	警察	交通事業者	NPO等
									地域住民
◎：主体的に実施すべき機関、○：連携・協力すべき機関									
項目1									
発災時の安全の確保									
(掲載頁)									
R-1-1	乗客の安全確保策の整備	→ R-1	E-1-1	乗客の安全確保	→ E-1				
R-1-2	職員の安全確保策の整備	→ R-6	E-1-2	職員の安全確保	→ E-3				
項目2									
災害対応の体制の確保									
R-2-1	組織体制の整備	→ R-9	E-2-1	組織体制の確立	→ E-5				
R-2-2	対応拠点の整備	→ R-12	E-2-2	対応拠点の確保	→ E-10				
R-2-3	通信・連絡手段の整備	→ R-15	E-2-3	通信・連絡手段の確保	→ E-12				
項目3									
交通に係る情報の収集・共有									
R-3-1	交通情報等の収集・伝達体制の整備	→ R-18	E-3-1	交通情報等の収集・伝達	→ E-15				
R-3-2	地域住民等への交通情報等の提供体制の整備	→ R-22	E-3-2	地域住民等への交通情報等の提供	→ E-17				
項目4									
交通施設の機能確保									
R-4-1	道路の安全確保体制の整備	→ R-25	E-4-1	道路の安全確保	→ E-23				
R-4-2	交通規制体制の整備	→ R-29	E-4-2	交通規制の実施	→ E-26				
項目5									
輸送に必要な資源の確保									
R-5-1	燃料確保体制の整備	→ R-31	E-5-1	燃料の確保	→ E-28				
R-5-2	車両確保体制の整備	→ R-35	E-5-2	車両の確保	→ E-30				
R-5-3	乗務員確保体制の整備	→ R-37	E-5-3	乗務員の確保	→ E-33				
◎：主体的に実施すべき機関、○：連携・協力すべき機関									
項目6									
公共交通サービスの提供									
R-6-1	被災者の避難所への移動手段の想定	→ R-39	E-6-1	被災者の避難所への移動手段の提供	→ E-35				
R-6-2	軽症者の医療機関への移動手段の想定	→ R-42	E-6-2	軽症者の医療機関への移動手段の提供	→ E-37				
R-6-3	家族等の安否確認のための移動手段の想定	→ R-45	E-6-3	家族等の安否確認のための移動手段の提供	→ E-39				
R-6-4	通院のための移動手段の想定	→ R-47	E-6-4	通院のための移動手段の提供	→ E-41				
R-6-5	入浴のための移動手段の想定	→ R-49	E-6-5	入浴のための移動手段の提供	→ E-43				
R-6-6	行政手続きのための移動手段の想定	→ R-52	E-6-6	行政手続きのための移動手段の提供	→ E-46				
R-6-7	通学のための移動手段の想定	→ R-55	E-6-7	通学のための移動手段の提供	→ E-48				
R-6-8	買い物のための移動手段の想定	→ R-58	E-6-8	買い物のための移動手段の提供	→ E-50				
R-6-9	多目的な移動のための移動手段の想定	→ R-60	E-6-9	多目的な移動のための移動手段の提供	→ E-52				
R-6-10	路線バスの運行体制の整備	→ R-62	E-6-10	路線バスの運行	→ E-54				
R-6-11	鉄道代替輸送の実施体制の整備	→ R-65	E-6-11	鉄道代替輸送の実施	→ E-58				
R-6-12	共助の取り組みの普及啓発	→ R-68	E-6-12	共助の取り組みの支援	→ E-62				
項目7									
パーソナル・モビリティ（個別交通）の活用									
R-7-1	パーソナル・モビリティ（個別交通）の普及啓発	→ R-71	E-7-1	パーソナル・モビリティ（個別交通）の支援	→ E-68				
◎：主体的に実施すべき機関、○：連携・協力すべき機関									

4 危機管理(災害時対応)編・リスク管理(事前対応)編の読み方 国土交通省

③交通危機管理行動要領との対応からみた索引 ⇒50～51頁

	R リスク管理（事前対応） （掲載頁）	交通危機管理行動要領	E 危機管理（災害時対応） （掲載頁）
項目 1 発災時の安全の確保	R-1-1 乗客の安全確保策の整備 → R-1		E-1-1 乗客の安全確保 → E-1
	R-1-2 職員の安全確保策の整備 → R-6	職員の安全確保	E-1-2 職員の安全確保 → E-3
項目 2 災害対応の体制の確保	R-2-1 組織体制の整備 → R-9	組織体制の確立	E-2-1 組織体制の確立 → E-5
	R-2-2 対応拠点の整備 → R-12	対応拠点の確保	E-2-2 対応拠点の確保 → E-10
	R-2-3 通信・連絡手段の整備 → R-15	通信・連絡手段の確保	E-2-3 通信・連絡手段の確保 → E-12
項目 3 交通に係る情報の収集・共有	R-3-1 交通情報等の収集・伝達体制の整備 → R-18	交通情報等の収集・伝達	E-3-1 交通情報等の収集・伝達 → E-15
	R-3-2 地域住民等への交通情報等の提供体制の整備 → R-22	地域住民等への交通情報等の提供	E-3-2 地域住民等への交通情報等の提供 → E-17
項目 4 交通施設の機能確保	R-4-1 道路の安全確保体制の整備 → R-25	道路の安全確保	E-4-1 道路の安全確保 → E-23
	R-4-2 交通規制体制の整備 → R-29	交通規制の実施	E-4-2 交通規制の実施 → E-26
項目 5 輸送に必要な資源の確保	R-5-1 燃料確保体制の整備 → R-31	燃料の確保	E-5-1 燃料の確保 → E-28
	R-5-2 車両確保体制の整備 → R-35		E-5-2 車両の確保 → E-30
	R-5-3 乗務員確保体制の整備 → R-37		E-5-3 乗務員の確保 → E-33
項目 6 公共交通サービスの提供	R-6-1 被災者の避難所への移動手段の想定 → R-39	被災者の避難所への移動手段の提供	E-6-1 被災者の避難所への移動手段の提供 → E-35
	R-6-2 軽症者の医療機関への移動手段の想定 → R-42	軽症者の医療機関への移動手段の提供	E-6-2 軽症者の医療機関への移動手段の提供 → E-37
	R-6-3 家族等の安否確認のための移動手段の想定 → R-45	家族等の安否確認のための移動手段の提供	E-6-3 家族等の安否確認のための移動手段の提供 → E-39
	R-6-4 通院のための移動手段の想定 → R-47	通院のための移動手段の提供	E-6-4 通院のための移動手段の提供 → E-41
	R-6-5 入浴のための移動手段の想定 → R-49	入浴のための移動手段の提供	E-6-5 入浴のための移動手段の提供 → E-43
	R-6-6 行政手続きのための移動手段の想定 → R-52	行政手続きのための移動手段の提供	E-6-6 行政手続きのための移動手段の提供 → E-46
	R-6-7 通学のための移動手段の想定 → R-55	通学のための移動手段の提供	E-6-7 通学のための移動手段の提供 → E-48
	R-6-8 買い物のための移動手段の想定 → R-58	買い物のための移動手段の提供	E-6-8 買い物のための移動手段の提供 → E-50
	R-6-9 多目的な移動のための移動手段の想定 → R-60	多目的な移動のための移動手段の提供	E-6-9 多目的な移動のための移動手段の提供 → E-52
	R-6-10 路線バスの運行体制の整備 → R-62		E-6-10 路線バスの運行 → E-54
	R-6-11 鉄道代替輸送の実施体制の整備 → R-65		E-6-11 鉄道代替輸送の実施 → E-58
	R-6-12 共助の取り組みの普及啓発 → R-68	共助の取り組みの支援	E-6-12 共助の取り組みの支援 → E-62
項目 7 パーソナル・モビリティ（個別交通）の活用	R-7-1 パーソナル・モビリティ（個別交通）の普及啓発 → R-71	パーソナル・モビリティ（個別交通）の支援	E-7-1 パーソナル・モビリティ（個別交通）の支援 → E-68

＜個別シートの見方＞

○危機管理(災害時対応)編の個別シートの見方

No: 連番
○-○-○ ← 連番

実施時期: 実施すべき概ねの時期

項目名: 実施内容の名称

実施内容: 実施内容の概要

関係機関: 実施内容に関係する主な機関 (◎: 主体的に実施すべき機関、○: 連携・協力すべき機関)

詳細: 災害時の行動の手順や内容

災害時の想定: 当該項目を実施すべき理由として、災害時に想定される事態

被災地の声: 当該項目に関連して、ヒアリング調査で得られた意見

地域防災計画の関連項目: 当該項目が関連する地域防災計画の項目 (巻末資料2に地域防災計画全体との対応を示している)

リスク管理 (R) ・ 危機管理 (E) の別
○-○-○ ← 連番

重要事項: 項目が該当する災害時における地域のモビリティ確保のための重要事項

危機管理(災害時対応)編

No.	E-○	重要事項
1	◎	○

実施時期: 〇

項目名: 〇

実施内容: 〇

関係機関: 〇

詳細: 〇

災害時の想定: 〇

被災地の声: 〇

地域防災計画の関連項目: 〇

○コラム (参考事例) のシート

危機管理(災害時対応)編

column No. 1

内陸部の自治体が沿岸部の被災自治体を後方支援

岩手県内市町村

・岩手県市長会が内陸部等の4市を選定、後方支援の協力依頼のうえ、県内の道路事情等をも考慮し、県内市町村の横軸支援を基本に県振興局単位をブロックとした支援体制を構築した。

＜岩手県内の後方支援の体制＞

後方支援拠点市	拠点施設名	支援ブロック (自治体名)
久慈市	久慈市役所	【県北】 洋野町、普代村、野田村
盛岡市	旧農林中金盛岡支店	【県央】 宮古市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村
遠野市	稲荷下屋内運動場	【県南1】 釜石市
一関市	一関市役所	【県南2】 大船渡市、陸前高田市

(資料: 地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書)

・岩手県一関市は、県内の陸前高田市や宮城県気仙沼市で被災者の移動に係る後方支援も実施した。

＜一関市による沿岸部自治体への後方支援活動の内容＞

支援自治体	後方支援活動 (被災者の移動に関わるもの)
陸前高田市	- 避難住民の健康診査、投薬、搬送 - 避難所巡回バスの提供 (平泉町、藤沢町と共同実施) - 避難住民に対する入浴サービス (送迎付き)
気仙沼市	- 気仙沼市内病院間巡回バスの運行 (藤沢町と共同実施) - 避難所巡回バスの提供 (平泉町、藤沢町と共同実施) - 避難住民に対する入浴 (送迎) サービス - 避難住民に対する入浴サービス (送迎付き)

(資料: 一関市ホームページ)

※リスク管理(事前対応)編は実施時期がない。事前のみ

重要事項) 項目2 災害対応の体制の確保

■組織体制に係る被災地の声・コラム(参考事例) ⇒E-5頁

○被災地の声

- ・市民課は交通を担当しているが、火葬業務、窓口業務、避難所の運営の補助や食料班なども担当しており、交通について十分な対応ができるわけではなく、専門に対応できる部署や職員も必要ではないか。(釜石市)
- ・今回の震災では、県内市町村の職員も多く被災し、十分な人手を確保できず、交通事業者の手配などに手が回らないという状況となった。(岩手県)

column

No.1

⇒E-6頁

内陸部の自治体が沿岸部の被災自治体を後方支援(岩手県内市町村)

- ・岩手県一関市は、県内の陸前高田市や宮城県気仙沼市で被災者の移動に係る後方支援も実施した。

<一関市による沿岸部自治体への後方支援活動の内容>

○陸前高田市

- ・避難所巡回バスの提供(平泉町、藤沢町と共同実施)
- ・避難住民に対する入浴サービス(送迎付き)

○気仙沼市

- ・気仙沼市内病院間巡回バスの運行(藤沢町と共同実施)
- ・避難所巡回バスの提供(平泉町、藤沢町と共同実施)
- ・避難住民に対する入浴(送迎)サービス

column

No.2

⇒E-7頁

県が被災市町村を支援(岩手県、宮城県)

- ・岩手県・宮城県では、市町村に対して経費の支援、交通事業者の手配や情報提供などの支援を行った。
- ・これにより、被災地では各種の交通サービスが提供された。

<県による市町村に対する支援の主な内容>

○岩手県

- ①無料バス等の運行経費の支援
- ②交通事業者の手配等

宮城県

- ①災害時の臨時バス運行手続きに関する情報提供
- ②バスの運行に関わる手続きや補助制度に関する情報提供

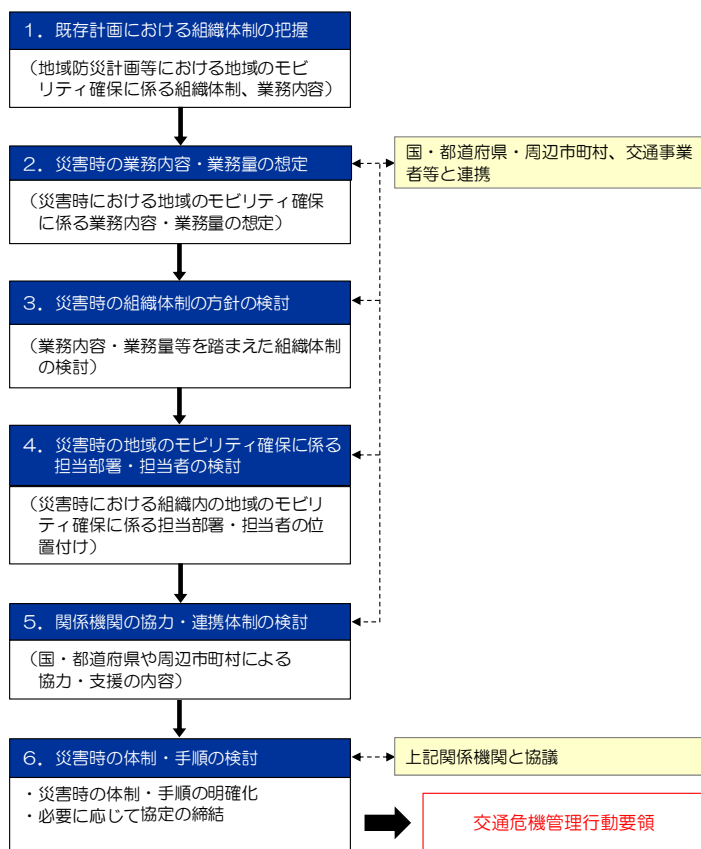
重要事項) 項目2 災害対応の体制の確保 ～組織体制～

リスク管理(事前対応)

R-1-1 組織体制の整備 ⇒R-9～11頁

- ・市町村等は、災害対応を円滑に実施するため、組織内における交通に係る担当部署・人員の位置付けを明確化するとともに、関係機関との協力・連携体制を構築し、災害対応の組織体制を整備する。

＜関係機関との関係＞

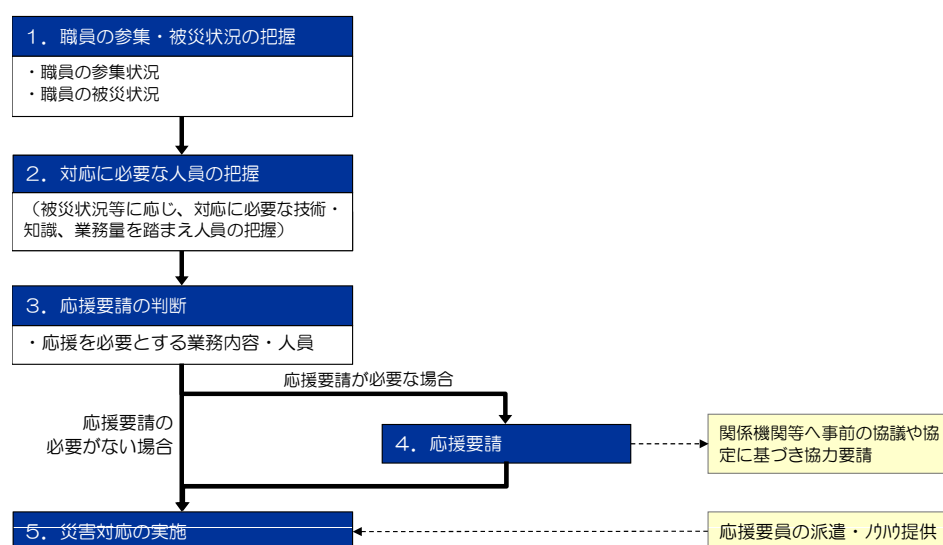


危機管理(災害時対応)

E-1-1 組織体制の確立 ⇒E-5頁

- ・市町村等は、交通危機管理行動要領に基づき、災害対応の組織体制を確立する。必要に応じて、関係機関に対し応援を要請する。

＜関係機関との関係＞



重要事項) 項目3 交通に係る情報の収集・共有～地域住民等への交通情報等の提供～

■被災地の声・コラム(参考事例)

○被災地の声 ⇒E-15頁

- ・(事業者別の対応では各々の対応となってしまうので) 第三者的機関が事業者や交通モードの区別なく公共交通情報を総合的にまとめて出すことが望ましい。(八戸市)
- ・運行時間帯が頻繁に変わっていたので、「明日はどうなるのか」という問合せが多かった。また、ホームページを見ても、普段バスを利用しない人には理解しにくいので電話で問合せがある。(八戸市)

column No.11 ⇒E-19頁

各交通機関の運行状況を一元的に情報提供 (八戸中心街ターミナルモビリティセンター)

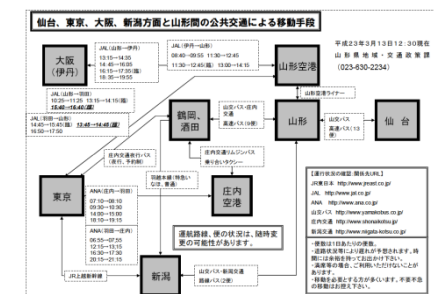
- ・バス停に掲示された情報やバス事業者・旅行会社に直接出向いて入手した交通機関の運行情報を分かりやすく加工・図化し、提供
- ・観光客など来訪者からの帰宅手段に関する問い合わせも多く、地域内の路線バスだけでなく、高速バス、飛行機や新幹線などの広域的な交通機関の情報も提供



column No.12 ⇒E-20～21頁

代替ルート等の広域的な移動に関する情報提供(山形県)

- ・東北新幹線、仙台空港が被災し、東北地方と全国を結ぶ基幹的な交通インフラが長期にわたり寸断される中、山形空港を有する山形県が代替的な交通拠点の機能を果たした。
- ・こうした中で、山形県では、発災直後から代替ルート等の広域移動に係る情報を収集し、多様な手段で提供した。



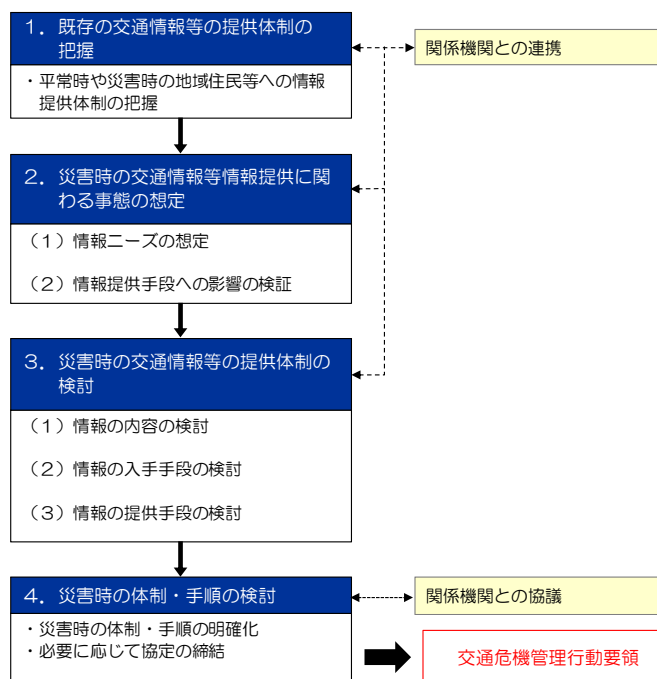
重要事項) 項目3 交通に係る情報の収集・共有～地域住民等への交通情報等の提供～

リスク管理(事前対応)

R-3-2 地域住民等への交通情報等の提供体制の整備 ⇒R-22～24頁

- ・市町村等は、災害時の地域住民等への交通情報等を提供する体制を整備する。
- ・また、市町村は関係機関の情報を集約し、地域住民等に一元的に情報提供する体制を整備する。

<関係機関との関係>

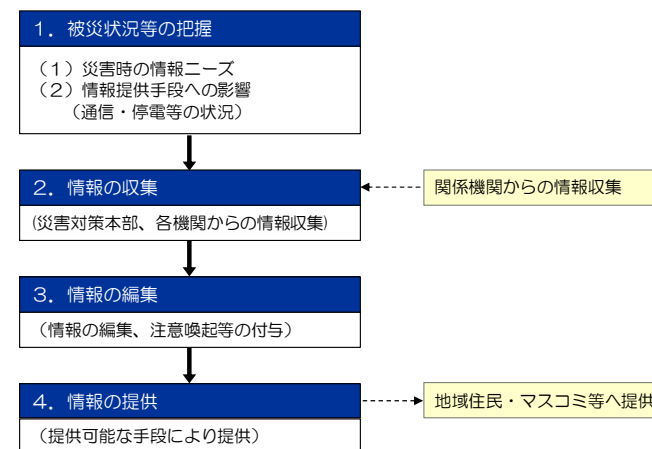


危機管理(災害時対応)

E-3-2 地域住民等への交通情報等の提供 ⇒E-17頁

- ・市町村等は、交通危機管理行動要領に基づき、地域住民等に交通情報等を提供する。
- ・また、市町村は、関係機関の情報を集約し、一元的な情報提供も行う。

<関係機関との関係>



重要事項) 項目6 公共的交通サービスの提供

■入浴のための移動手段に係るコラム(参考事例)

column No.25 ⇒E-44頁

既存・臨時の入浴施設への様々な移動手段を確保(岩手県釜石市)

- ・発災8日後に、自衛隊による臨時の入浴施設が設置された。また発災13日後以降に、既存の入浴施設(民間事業者が保有する入浴施設、周辺市町村の入浴施設)が開放された。
- ・移動手段は、既存の路線バスを再開、釜石市が臨時のバスを用意した。

<釜石市での入浴施設への移動手段の概要>

○臨時の入浴施設

- ・自衛隊が設置した「すずらの湯」
- ←発災後、釜石市内の路線バスが教育センターを起点とした路線で再開(料金無料)。

○既存の入浴施設

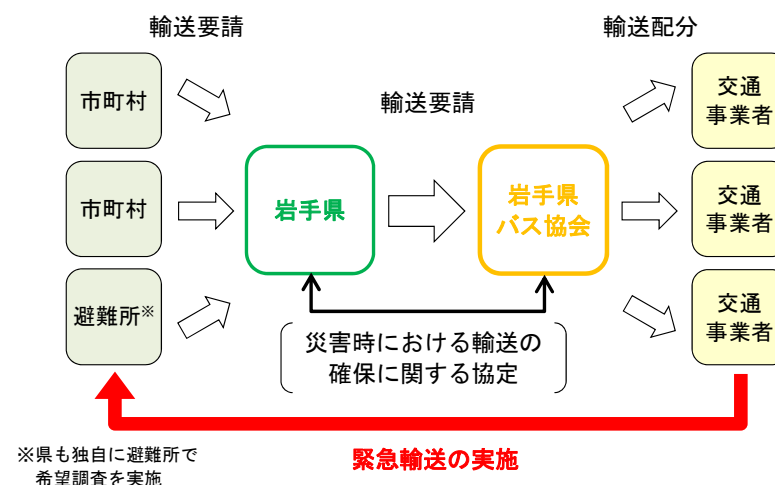
- ・遠野市の「たかむろ水光園」
- ・新日鐵釜石製鐵所の入浴施設
- ←釜石市災害対策本部がバスを用意。

column No.26 ⇒E-45頁

市町村の要請に基づき交通事業者を手配(岩手県、岩手県バス協会)

- ・岩手県では、県とバス協会が締結する「災害時における輸送の確保に関する協定」に基づき、市町村の要請に応じて、入浴施設への臨時バス等を確保した。
- ・県は、市町村からの緊急輸送の要望を集約し、バス協会に輸送要請を出し、バス協会では、効率的な輸送を考慮しつつ、会員バス事業者に、輸送を割り振った。

<岩手県における緊急輸送の実施体制>



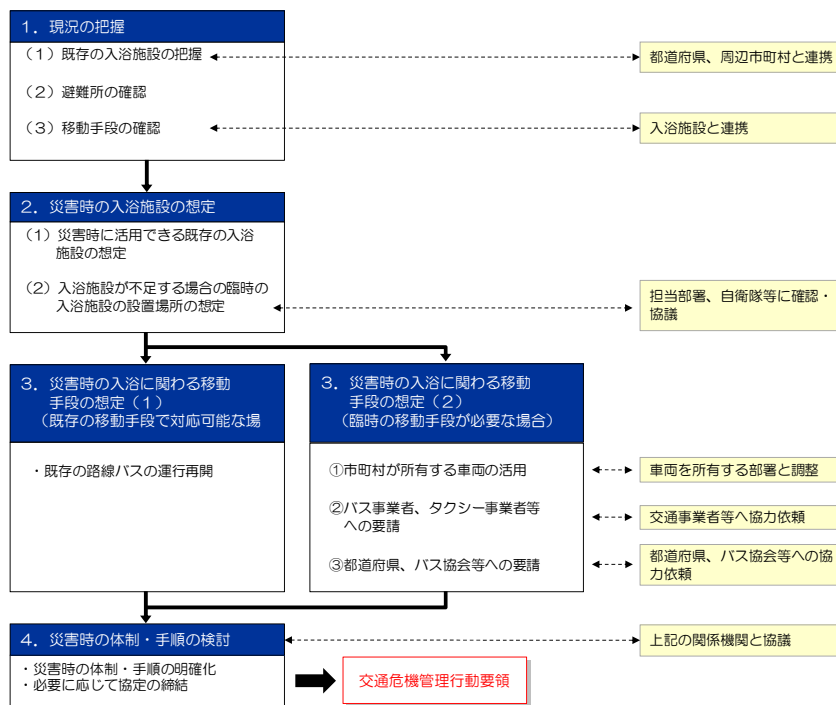
重要事項) 項目6 公共的交通サービスの提供

リスク管理(事前対応) ⇒R-49～51頁

R-6-5 入浴のための移動手段の想定

- ・市町村は、災害時の入浴移動手段を検討する。
- ・移動手段について、必要に応じて都道府県や交通事業者等を交えて検討し、協定の締結等、災害に備えた対策を実施する。

＜関係機関との関係＞

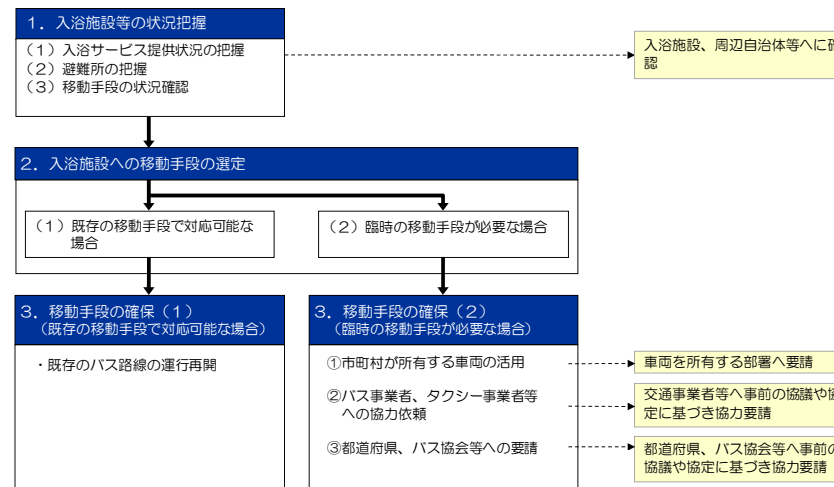


危機管理(災害時対応) ⇒E-43頁

E-6-5 入浴のための移動手段の提供

- ・市町村は、交通危機管理行動要領に基づき、入浴のための移動手段を提供する。

＜関係機関との関係＞



主な調査項目

・自治体・交通事業者等へのヒアリング調査

・既存公表資料調査

により右記項目を整理

1.東日本大震災による影響

都市基盤・交通基盤の被害・復旧状況等被災地のモビリティ確保に影響を与えた事項

2.被災地における取り組み

A 被災地における交通サービス等の提供状況：被災状況（津波による被害の大小、原発の影響、首都圏）別の発災後の交通サービス等提供状況

B 自治体・交通事業者等の対応状況：被災地の自治体・交通事業者等の発災後のモビリティ確保に向けた問題・課題や対応

学識経験者等による勉強会の開催

第1回 (H23.9.29)

第2回 (H23.12.22)

第3回 (H24.3.9)



写真：第2回勉強会の様子

学識経験者（順不同、敬称略）

田村 亨 室蘭工大 教授

喜多 秀行 神戸大 教授

大串 葉子 新潟大 准教授

吉田 樹 首都大 助教

加藤 博和 名古屋大 准教授

地域のモビリティ確保の知恵袋2012 ～災害時も考慮した「転ばぬ先の杖」～

■本書の構成

0 本書のねらいと内容

1 東日本大震災被災地での交通サービス等の提供状況

2 災害時における地域のモビリティ確保のための重要事項

3 災害時も考慮した地域のモビリティ確保の基本的な考え方

4 危機管理(災害時対応)編・リスク管理(事前対応)編の読み方

危機管理（災害時対応）編

リスク管理（事前対応）編

【別冊】参考資料編



○ヒアリング対象（21機関）

区分		ヒアリング対象
行政機関 (6機関)	国	東北運輸局 自動車交通部旅客第一課
	県	岩手県 政策地域部地域振興室交通担当
		宮城県 震災復興・企画部総合交通対策課
	市町村	青森県 八戸市 都市整備部都市政策課
		岩手県 釜石市 市民生活部市民生活課
		福島県 富岡町 産業振興課
交通事業者 (11機関)	青森県	八戸市営バス
		南部バス（株）
	岩手県	岩手県交通（株）
		岩手県交通（株） 乗合自動車部
		岩手県交通（株） 釜石営業所
		社団法人 岩手県バス協会
	宮城県	宮城交通（株）
		仙南交通（株）
		社団法人 宮城県バス協会
	福島県	福島交通（株）
		社団法人 福島県バス協会
NPO等（4機関）	NPO法人 全国移動サービスネットワーク	
	NPO法人 いわて地域づくり支援センター	
	社団法人 日本カーシェアリング協会	
	岡田小避難所運営本部	